

# 徳之島町農業委員会

## 第2回定例会

### 議事録

令和7年2月17日

## 徳之島町農業委員会会議事録

1. 開催日時 令和7年2月17日（月）午前9時30分から
2. 開催場所 1階多目的ホール
3. 議事日程
  - 第1 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について（6件）
  - 第2 議案第5号 農地地目変更申請（非農地・現況証明）について（5件）
  - 第3 議案第6号 農地中間管理権及び利用権の設定について（1件）
  - 第4 議案第7号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に関する意思決定について

4. 委員 出席 12人 欠席 2人
  - 1番 出席 白 山 明 8番 出席 爲 島 良 一
  - 2番 欠席 平 山 正 也 9番 出席 武 島 光 子
  - 3番 出席 嶺 田 正 秀 10番 出席 藤 田 喜 文
  - 4番 出席 崎 田 広 光 11番 欠席 内 博 行
  - 5番 出席 鮫 島 徹 三 12番 出席 林 慶 造
  - 6番 出席 木 場 友 広 13番 出席 原 田 辰 法
  - 7番 出席 嘉 山 杏 奈 14番 出席 里 美 幸

5. 農地最適化推進委員 出席 3人 欠席 1人
  - 1番 出席 林 誠 一 郎 3番 出席 泰 良 誠
  - 2番 出席 福 洋 一 4番 欠席 福 岡 佑 希

6. 事務局職員
  - 局長 白 坂 貴 仁
  - 次長 川 田 隆 博
  - 主事 米 島 武 勇 幾

議長

おはようございます。これより令和7年2月の農業委員会定例会を行いたいと思います。

本日は、2委員と11委員・4推進委員から欠席の報告を受けております。その他の委員は、全員出席と言う事で本会は成立致します。

本日提案された議案は、農地法第3条許可申請議案が6件、農地地目変更申請議案(非農地・現況証明)が5件、農地中間管理権及び利用権の設定についてが1件、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)に関する意思決定についてが1件、合計13件となっております。署名委員は、5委員と6委員になっておりますので宜しくお願い致します。

議案は、一括して事務局が説明することに致します。補足などがありましたら審議の段階で、担当委員からお願い致します。それでは議案4号、農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号6号から11号まで事務局より一括して説明をお願い致します。

事務局

事務局の方から説明致します。

受付番号6号、譲渡人、花徳、〇〇歳、〇〇〇さん。譲受人、天城町、〇〇歳、〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の1,229㎡。権利取得後の面積が、35,107㎡。農業の廃止、規模拡大です。反当り〇〇〇千円です。〇〇さんは、元々、〇〇出身の方で〇〇から通って農業を行っております。

受付番号7号、譲渡人、亀徳、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の4,340㎡。権利取得後の面積が、4,340㎡。農業の縮小の新規就農です。反当り〇〇〇千円です。

受付番号8号、譲渡人、神戸市、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、母間、〇〇歳、〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の2,231㎡。権利取得後の面積が、2,231㎡。農業の廃止、新規登録です。

受付番号9号、譲渡人、東京都、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。譲受人、母間、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の2,969㎡。権利取得後の面積が、2,969㎡。贈与の受贈です。

受付番号10号、譲渡人、兵庫県、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の12,096㎡。権利取得後の面積が、畑の24,144㎡。農業の廃止、規模拡大です。反当り〇〇〇千円です。

事務局

受付番号11号、譲渡人、亀津、〇〇歳、〇〇〇〇さん。譲受人、亀津、〇〇歳、〇〇〇さん。申請区分面積が、畑の5,649㎡。権利取得後の面積が、5,649㎡。農業の廃止、新規就農です。反当り〇〇〇千円です。

以上6件、審議の程をお願い致します。

議長

これから議案4号について質疑を行います。受付番号6号について、質疑のある方は挙手を持ってお願い致します。質疑はありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号6号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号7号につて、質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑有りませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号7号について許可する事に賛成の方は挙手をお願いします。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号8号につて、質疑のある方は挙手をお願い致します。

4委員

すいません。あの譲受人の新規就農と新規登録の違いを教えてくださいなんですけど。

事務局

以前、委員の方からありまして、親の名義のまま相続しないとか、内の農地台帳上出てこないんだけど、農業をしている方を新規登録と言う形と、本当に農業を始める方を新規就農と言う形でとらえ方で分けてるんですが、ちょっとこの区別が難しくて。

4委員

新規登録と言うのは、現在農業はしているんだけど、台帳にのってない。

事務局

個人同志のやりとりで、畑を借りてるとか、親の名義のまま、内の農地台帳上、耕作証明書を出すとゼロになる方です。

4委員

新規就農は完全にゼロ。

事務局

新規就農は、農業を始める方をとらえ方としております。

議長

他にございませんか。無ければ質疑を打ち切ります。受付番号8号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号9号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号9号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号10号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号10号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

許可する事に致します。

続きまして受付番号11号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号11号について、許可する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

議長	許可する事に致します。
4委員	9号の贈与と受贈。これは、有償になります。無償になります。
事務局	無償ですね。
8委員	〇〇〇〇さんは、さっき説明したように新規登録。〇〇〇〇の畑をずっとやってきました。
議長	宜しいですか。
事務局	先程あったみたいにならんと新規登録になる。いや新規就農。
議長	宜しいでしょうか。
5委員	6筆あるんですか。
事務局	どこですか。
5委員	9番のところ。他5筆。
事務局	6筆です。6筆で、2,969㎡。〇〇の場合、畑総入ってない所でちっちゃい。200以内とか。
議長	宜しいでしょうか。次に議案5号。農地地目変更申請について、事務局より説明致します。
事務局	事務局から説明致します。受付番号3号。これにつきましては、位置図を付けてなくて、〇〇〇と〇〇の県境になりまして、〇〇委員と現地に行ったんですが、車でも行けない所で、大分歩かないとたどりつかないところだったんですが、位置図を付けておりません。字が、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇、面積が、294㎡。登記地目が畑。現況、原野となっております。所有者が、〇〇〇〇さん。〇〇の方です。申請地は、私の父が昭和28年に取得し耕作しておりましたが、高齢に伴いまた自宅から遠隔地の為耕作を次第に放棄。現況は、

不耕作の状態にあり、今後も耕作する予定ではありません。また、隣接する〇〇〇〇（〇〇〇〇〇）の土地と一体化しており、この地目は原野となっております。

続きまして受付番号4号。4号につきましては、カラー写真をつけております。字、亀津、〇〇、〇〇〇〇〇。面積が、28㎡。登記地目が、畑。現況が、雑種地となっております。所有者が、〇〇〇〇〇さん。申請地は、数十年前から耕作されていなく、周辺の取付道路として利用されている為に畑を雑種地に変更したい。ちょうど真ん中のピンクの部分ですが、〇〇〇〇〇から分筆した分が、28㎡。これを雑種地にしたいと言う事です。

続きまして受付番号5号。〇〇、字、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。面積が、277㎡。地目が、畑。現況、雑種地。所有者が、〇〇〇〇〇〇〇。これにつきましては、昭和〇〇年〇月〇〇日、土地の占有を開始しました。以降現在まで申請人所有の隣接雑種地と同様に管理しておりますので、占有開始後、農地としての使用はありません。これも写真を付けてます。前月やりました、非農地ともう一箇所あると言う事で、今回〇〇さんが、〇〇〇〇した形になっております。2月と書いてある所です。

続きまして受付番号6号・7号は一緒なのでいきます。亀津、〇〇〇、〇〇〇〇番、1,090㎡。登記地目が畑。現況、原野。所有者が、〇〇〇さんとなっております。対象の農地は、平成元年以降耕作をしておらず、木々が生い茂り原野化しています。また、進入道路もなく高台に位置している為、農地としての利用の見込みはございません。従いまして、本土地を非農地として証明いただきたくお願い申し上げます。

受付番号6号と7号について説明致します。これにつきましては、令和4年2月の定例会で新しく代わった方は行ってないんですが、全委員で、〇〇の昔からの〇〇〇〇です。その時全員で現地を視察して、長年ずっと繰り返しがあってきて～聞き取れず・・・。全員で見に行きまして、この写真の赤い部分ですが、高台の農地になるそうです。もうここに行く事も出来ないですし、このように木々も生い茂って、農業委員の見解としましては、もう非農地で証明していいんじゃないかと言う事をその当時決めました。その担当にも、私から非農地証明であげてきてもらったら審議しますって言う話しだったんですが、そこで行き違いがあったのか、そのまま3年間経ちまして、今回、一

事務局

時転用の申請で来られて、今回非農地、前回そういう風に決めましたので、良いんじゃないかと言う形で、非農地申請を頂いております。

審議の程、お願い致します。

議長

議案5号について、質疑に入ります。受付番号3号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。受付番号3号について、承認する事に賛成の方は、挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

続きまして受付番号4号について、質疑のある方は、挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号4号について承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

続きまして受付番号5号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号5号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

続きまして受付番号6号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号6号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

議長

続きまして受付番号7号について、質疑のある方は挙手をお願い致します。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号7号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

次に議案6号、農地中間管理権及び利用権の設定について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

農地中間管理権及び利用権の設定について説明致します。農地利用集積促進計画一覧表を見て下さい。左の列が受け手となっており、次に対象農地、契約内容、一番右の列が出してとなっております。

No. 1～No. 4の受け手が、亀津、〇〇〇〇さん。出し手が、伊仙町、〇〇〇〇さん。大字亀津〇〇〇の4筆。契約期間が10年の貸借となっております。

No. 5～No. 7の受け手が、亀徳、〇〇〇〇〇さん。出し手が、亀津、〇〇〇〇〇さん。大字白井〇〇〇〇の3筆。契約期間が10年の使用貸借となっております。

No. 8～No. 12の受け手が、亀津、〇〇〇〇〇さん。出し手が、大阪市、〇〇〇〇〇さん、大字白井〇〇〇〇の5筆。契約期間が5年の貸借となっております。

以上審議の程、お願い致します。

議長

これから議案6号について質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願い致します。質疑ありませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号1号について承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。

[全員挙手]

承認する事に致します。

次に議案7号、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)に関する意思決定について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

もう少ししたら農林水産課の担当が来ますが、令和5年から令和7年3月31日までにこの地域計画を作って広告をしないといけないと言う国の制度で進めて参りました。今回その案件があがってきております。ちょっと準備しますので少々お待ちください。説明しますと、この地域計画を各関係機関に意見聴取しないといけないと言うのが、農林水産・徳之島町のサイドが、JA、耕地課とか農業委員会、地域振興公社に意見聴取を求める形となっておりますので今回、定例会にかけて意見を付して返すような形となっております。

農林水産課(○)

おはようございます。定例会の貴重な時間を頂きありがとうございます。農林水産課の地域計画を担当しております○と言います。農業委員の皆様には、去年の8、9月ぐらいからギリギリの2月の4日・10日ぐらいまで会合に参加・協力頂きありがとうございます。なんとか形上計画等が出来ましたのでちょっとお見せしたいと思ってこの時間を設けて頂いております。白紙とカラーの地図を作成しております。大体、面積とか加除修正とかあるんですけど、こう言う形で地域計画作成しましたよと(案)を作成しています。

早速、1枚目から説明させて頂きたいと思います。まず、地域計画○○地区になります。この地域計画の地域の現状としまして151haを計画しております。地域の現状農業と課題についてですけど、小さい集落で担い手が少ない状況にあるが、隣町や付近の集落の担い手が活用しており少しづつではあるが、農地も集積されてきている。担い手が十分とは言えないので新たに確保する必要があると言う話し合いとなっております。農地の集積・集団化の取り組みとしては、下の方ですけど担い手への農地集積を図るため、農地バンク、農地中間管理機構を利用して行きましようと言うことです。鳥獣被害防止対策としては各地区対策を取らないと行けないと言う事であげております。地域計画の被害防止対策として、集落点検マップ、進入防止策の場所とか目撃した地点の被害発生場所の作成や、新たな捕獲人材を募集し育成に取り組むとしております。○○地区については、裏の方に担い手利用されている方、○○○とか隣の町内ですが、ちょっと名前の確認出来ないんですけど、今、○○○の方から借りる人が何名かいると言う事で確認して、これについては付け加えて行きたいと思います。地図については、最初のページになります。後で確認下さい。

次は、○○、○地区になります。地域計画の地域の現状として279haを計画しております。地域農業の現状と課題として、区域内の農家の高齢化が進ん

農林水産課(〇) でおりに十分でないため、担い手の確保が必要としております。(3)の地域における農業の将来のあり方対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針と言う事で、こちらサトウキビを主要作物とし、環境負荷低減(堆肥の活用)に取り組む一部地域で飼料作物での集積が進んでおり、今後も拡大出来るよう取り組んでいきたい。畑の管理については、現状が維持出来るよう地域全体で取り組んでいきたいと話合っております。2番目の農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標としては、先程言いましたように、担い手への農地集積集約化を進める為にも農地バンクへの利用を推進すると話し合っております。以下については、同じようになっております。めくってもらって担い手の名簿がありますが、これについては確認して、加除申請とか多少あるかもしれませんがあげております。次に3ページ目ですけど〇〇地区。〇〇と〇〇地区となっております。区域内の現状としては、568haをあげております。地域農業の現状と課題として、比較的担い手が多く耕作地の奪い合いがある。山手側の畑は耕作しても獣害が多く対策に苦慮していると言う事でした。(3)の地域における農業の将来のあり方は対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針としてさとうきびを主要作物として一部地域で農地集積がされている。今後も拡大出来るよう取り組む。畑の管理については、現状が維持出来るよう地区全体で取り組んでいきたいと言う事です。農業の将来のあり方に向けた農用地の効率的なかつ総合的な利用に関する目標としては、先程と同じように担い手へのさらなる農地集積集約化を進める為、農地バンクの利用を推進するとしています。下については、同じようになっております。めくってもらって裏の方が、〇〇・〇〇地区の担い手の名簿になっております。ご確認下さい。

次のページが〇〇地区になります。〇〇地区については、地域計画の現状としては、208ha。地域農業の現状と課題としては、山手側の畑は、耕作してもイノシシ被害が多く対策に苦慮している。果樹園は多いが、高齢化が進んでいる為、果樹の担い手確保が必要と考えてるとの事です。(3)番の地域における農業の将来のあり方対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針として、さとうきびを主要作物とし、飼料作物が山手側に多く、果樹園も多く栽培されバランスの良い地区である。環境負荷低減の取り組みとして、堆肥の活用による化学肥料の低減に取り組んでいきたいとしています。また、一部地域でさとうきび飼料作物の農地集積なども行われており、今後拡大出来るよう取り組んでいきたいと言う事です。以下については、同

農林水産課(○)

じような内容になっております。めくって頂いて担い手の名簿となっております。ご確認ください。

次に、○○○・○○○・○○○地区になります。地域区域の現状として216ha。地域農業の現状と課題として、山手側の畑は、耕作をしても獣害が多く対策に苦慮しているとの事。現在地域内の農地状況は、維持されていると言う事です。(3)番の地域における農業の将来のあり方対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針としては、さとうきびを主要作物として、飼料作物園芸作物が栽培されており、環境負荷低減(堆肥の活用)に取り組むとしています。一部でさとうきび、飼料作物は農地集積などが行われており、今後も拡大出来るよう取り組むとしています。畑の管理については、現状が維持出来るよう地区全体で取り組むとしています。他については、同じようになっています。めくってもらって担い手の名簿となっております。ご確認ください。

次が、○○地区になります。地域の現状としては、同じく216haとなっております。地域農業の現状と課題としては、山手側の畑は、耕作しても獣害が多く、対策に苦慮している。高齢化が進んでおり、担い手農家の育成確保が必要。基盤整備された農地が狭小である為、作業効率が悪いのが問題となっております。3番の地域における農業の将来のあり方対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針としては、さとうきびを主要作物として、化学肥料低減の為、堆肥の活用による環境に配慮した農業に取り組むとしています。畑の管理については、現状が維持出来るよう地区全体で取り組むとしています。他については同じようになっています。めくってもらって担い手の名簿となっております。ご確認ください。

次のページが、○○・○○○○地区となっております。地域計画の区域の現状としては、236haとなっております。地域農業の現状と課題として山手側または、河川付近の畑は、耕作をしてもイノシシ被害が多く対策に苦慮している。意欲のある担い手農家が多く、農地の奪い合いがある現状となっております。地域における農業の将来のあり方対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針として、さとうきび、飼料作物、ばれいしょが平均的に作付けされており、化学肥料低減の取り組みとして、堆肥の活用による環境に配慮した農業に取り組むとしています。現在一部の地域で、農地集積が進んでおり、今後も拡大出来るよう取り組み、畑の管理については、

農林水産課(○) 現状が維持出来るよう集落全体で取り組むとしています。以下については、同じようになっております。裏のページが、担い手名簿となっております。ご確認ください。

次のページが、○○○○地区です。地域計画の区域の現状として、126haとなっております。地域農業の現状と課題としては、山手側または、河川付近の畑を耕作しても獣害が多く対策に苦慮している。現状は、意欲のある農家が多く農地の奪い合いがあるとしています。地域における農業の将来のあり方対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針としては、さとうきび、飼料作物が主に作付されており、化学肥料低減の為の活用による環境に配慮した農業に取り組むとしています。一部の地域で、さとうきび飼料作物での農地集積が進んでおり、今後も拡大出来るように取り組み、畑の管理については、現状が維持出来るよう地区全体として取り組んでいきたいとしております。下記については、同じようになっております。裏のページが、担い手の名簿となっております。ご確認ください。

最後に、○○・○○地区となっております。地域計画の区域の現状としては、348haです。地域計画の現状と課題としましては、山手側または、河川付近の畑は耕作しても獣害が多く対策に苦慮している。また農家の高齢化が進んでおり、現在は隣の地区の農家が利用していることで維持出来ている状況であります。今後は、担い手の育成確保が急務であるとしています。以下については、同じようになっております。中心経営体については、裏に記載がありますのでご確認ください。ここにも一部地区が出てますけど、色分けですね、色がついている所が、認定農家とか集落営農とか他に基本構想到達された方が色分けされております。現在すぐすぐに縮小されるという事は農家に聞き取りしてもあまり伺えていないので、いずれ親戚とかに～聞き取れず～現状維持ぐらいになるんじゃないかなと言う考えで話し合いになっております。これで説明終わりますが、何かこうした方がいいとか、質問等ありましたらお願いします。

地域計画、実際話し合いずっと持ってるんですけど、中々参加人数が10名前後とか、多くても10名ぐらいで少ないので出来る限り参加が増えそうな取り組みをして行きたいと考えているんですけど、昼間と夜とか色々やったんですけど、あんまり変わってなくて、どうしたらいいのかなと思うところなんですけど、こう言う時にやった方がいいとかあったりとかしますか。まだこれで地域計画終わりでないので、座談会その後、7・8月ぐらい2回目やって

農林水産課(○)	行きたいと思いますので、皆さんの協力がもらえたらと思いますので宜しくお願い致します。何かありませんか。
議長	<p>議案7号について、質疑のある方はいませんか。無ければ質疑を打ち切ります。採決します。受付番号1号について、承認する事に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>[全員挙手]</p> <p>承認する事に致します。</p>
農林水産課(○)	ありがとうございました。
議長	以上で、本日の定例会は終了します。

令和7年2月17日

署名委員

鮫 島 徹 三

木 場 友 広